

（令和4年2月18日（金）
15時00分～17時00分
W E B 会 議）

〔出席者〕

（委員）石井委員、井上委員、大木委員、神吉委員、川口委員、黒崎委員、島田委員、戸田委員、根岸委員、浜田委員、松岡委員、南田委員、真嶋委員、村田委員、毛受委員
（計15名）

（文化庁）圓入国語課長、堀国語課長補佐、津田地域日本語教育推進室室長補佐、
増田日本語教育調査官、北村日本語教育専門職、松井日本語教育専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第109回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引
- 3 「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック！」について
- 4 「日本語教育の参照枠」の広報リーフレット（案）
- 5 地域における日本語教育の在り方について（審議経過報告）

〔参考資料〕

- 1 日本語教育小委員会（第21期）における審議内容について

〔経過概要〕

- 1 事務局から定足数と配布資料の確認があった。
- 2 「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループ座長の真嶋委員から配布資料2「「日本語教育の参照枠」の活用のための手引」について報告があり、意見交換を行った。
- 3 事務局から配布資料3と配布資料4について説明があり、意見交換を行った。
- 4 「生活Can do」の活用に関するワーキンググループ座長の戸田委員から配布資料5「地域における日本語教育の在り方について（審議経過報告）」について説明があり、意見交換を行った。
- 5 本日の審議を令和4年3月8日（火）国語分科会に報告することを確認した。
- 6 審議の内容は以下のとおりである。

○石井主査

定刻となりましたので、ただいまから第110回、今期最後の日本語教育小委員会を開会いたします。議事に入る前に、本日の定足数と配布資料の確認をお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

本日、委員の皆様全員15名の御出席の予定となっております。1名、神吉委員が少し遅れての参加と御連絡を頂いております。なお、配布資料ですが、本日は資料が5点、参考資料が1点となっております。全て文化庁のホームページの第110回日本語教育小委員会のページに掲載をさせていただいております。配布資料1の議事録については、確定し次第の掲載となりますので、ホームページには公開しておりません。委員の皆様にはのみ配布となっております。

○石井主査

配布資料1の前の議事録(案)ですが、御確認いただきまして、修正の必要がございましたら、本日から1週間をめどに事務局までお知らせください。なお、最終的な議事録の確定については、座長に御一任いただくようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「日本語教育の参照枠」の活用のための手引について、「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループの座長、眞嶋委員から、今回ワーキンググループでまとめられた手引について御報告をお願いいたします。その上で、委員の皆様には御質問、コメントとともに、今後、この手引の活用に向けて御意見を頂ければと思います。

○眞嶋委員

それでは私の方から、今年度、「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループにて審議を進めて、取りまとめを行いました「日本語教育の参照枠」の活用のための手引について御説明いたします。

本手引につきましては、前回12月16日の日本語教育小委員会でも御説明いたしましたが、そこで頂きました御意見を基に、1月28日の第5回、最終回のワーキンググループにて検討を行いました。本日は、その成果といたしますか、結果を御報告いたしますが、そのほか、ワーキンググループで検討が行われた審議事項、配布資料3と4についても後ほど事務局から御報告いたします。

早速ですが、まず、配布資料2「日本語教育の参照枠」の活用のための手引を御覧ください。本手引は、日本語教師、地域日本語教育コーディネーターなど、主に日本語教育、日本語を教える役割を担う方々を対象として、令和3年10月12日に文化審議会国語分科会にて取りまとめられました「日本語教育の参照枠」の内容について分かりやすく解説するとともに、言語能力記述文(Can do)を基にしたカリキュラム開発についての考え方を説明し、その上で、生活、留学、就労の三つの具体的な事例を「日本語教育の参照枠」の活用のための手引」としてまとめ、示したものです。

まず、構成について。「はじめに」に続く目次を御覧いただけますでしょうか。そこにありますとおり、三つの章と参考資料という形になっております。前回の御報告では、第1章、第2章と参考資料という構成になっておりましたが、2章を二つに分けて、今御覧のように全部で3章立てに参考資料という構成として整えました。

次に、この手引の内容を前回からの修正点を指摘しながら説明させていただきます。

1ページ目は、「第1章 「日本語教育の参照枠」とは」です。こちらでは、「日本語教育の参照枠」の基本的な考え方や指導などについて、一問一答形式で簡潔に説明しております。加えて、第1章では、四つのコラムで参照枠に関連する考え方や情報を紹介しております。

一問一答形式で説明する項目は全部で12あります。これは、大きく四つに整理して示し、それぞれに三つのQ&Aが含まれて、合計12ということになります。その四つというのは、1が「日本語教育の参照枠」の取りまとめの背景と目的、2が理念と日本語能力観について、3が言語能力記述文(Can do)について、4が日本語能力の評価についてという構成になっております。

1の「日本語教育の参照枠」の取りまとめの背景と目的についてでは、「日本語教育の参照枠」の取りまとめの背景や目的、期待される効果について説明しています。1ページを御覧になったらお分かりのように、質問があって、簡単な答えがあり、その後に説明が付きます。その下に、「キーワード」と、「もっと知りたい人に」という形で「日本語教育の参照枠」の報告書の本冊のどこに詳しい説明があるのかということを示してあります。

4ページを御覧いただきますと、コラムの最初のものがあります。コラムは全部で四つあるのですが、1番は「子供に対する日本語教育」になっております。ここでは、「日本語教育の参照枠」は、成人に対する日本語教育を主な対象としており、子供に対する日本語指導については、年齢相応の認知的な発達段階を見据える必要があるということを示しております。前回の案では、こちらを「児童生徒に対する日本語教育」としておりましたが、御指摘を受け、より幅広い

意味合いを持つ「子供」という表現に調整いたしました。

5 ページからの「言語教育観、日本語能力観について」では、参照枠における三つの言語教育観、日本語能力観、A 1 から C 2 までの六つのレベル尺度について説明しています。

8 ページのコラム 2 では、欧州評議会が公開している Competences for Democratic Culture (民主的な文化への能力) についてが示している、多様な文化を尊重し、多様な人々と共存していくための 20 の能力ということを紹介しています。これらの能力は、「日本語教育の参照枠」が目指す共生社会の実現のために参照できるものであると同時に、文化審議会国語分科会で取りまとめられました「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改訂版」で示されている日本語教師に求められる資質・能力とも重なる部分が多いため、コラムとして取り上げることにいたしました。

9 ページの「3. 言語能力記述文 (Can do) について」には、Can do とは何か、どのような種類があるのか、Can do ベースのカリキュラムで授業がどのように変わるのかについての説明がございます。

その次、12 ページのコラム 3 では、「英語教育における CEF R-J の取組」として、CEFR-J プロジェクトの概要を説明しています。CEFR-J プロジェクトでは、A レベルを細分化して Pre-A1 レベルを追加したり、社会の変化に応じて Can do の書換えを試みたりと、日本語教育でも参考にできる取組が多くありますので、この場で情報提供、情報共有ができればと考えています。

13 ページからの「4. 日本語能力の評価について」では、評価の三つの理念、日本語能力の評価の方法や、Can do を用いた評価の方法について説明しています。

続いて、16 ページ、17 ページ、こちらは新しく加えた内容となります。「コラム 4 CEF R を参照している各国の事例」として、ドイツと韓国の例を挙げております。それぞれ自国で外国人等における英語教育をどのように展開しているのかについての内容となっております。これを前回から加筆もして、修正もしていただきました。

続いて、18 ページからは「第 2 章 Can do をベースにしたカリキュラム開発の方法」として、カリキュラム開発についての考え方、方法などについて説明しております。この部分は、前回の御指摘を踏まえ、概説的な説明は最低限にとどめた上で、バックワード・デザイン(逆向き設計)やパフォーマンス評価(ルーブリックの作成)など、Can do をベースにしたカリキュラムを開発するに当たって必要となる考え方の紹介を行いました。

具体的には、26、27、28 ページには、ルーブリックの事例を追加したほか、30 ページには、囲みで簡単なまとめを記載しました。

ここまでが第 2 章で、続いて、31 ページからが「第 3 章 Can do をベースにしたカリキュラムの事例」となります。前回まで第 2 章の後半部分であったものを、第 3 章として別の章立てといたしました。この部分が、今回の手引の中心となる売りの部分で、生活、留学、就労の分野別に Can do をベースにしたカリキュラムの事例を具体的に紹介しております。32 ページの中段に箇条書がございましたように、この三つのカリキュラムは、それぞれの教育現場が置かれている状況を背景として浮かび上がってきた問題意識に基づいて開発されております。したがって、ここに事例として示されているカリキュラムをそのまま実施するのではなく、三つの事例を参考にして、読者の皆様は、自分の現場ではどのような目標を基にしてどのようなカリキュラム開発が可能かについて考えていくことが大切である、そのために参考にしていただければという事は、その下の段落の方で言及しております。

33 ページからは、まず、三つの分野の 1 番の生活分野の事例として、地域日本語教育における県の事例として、その取組を紹介しております。

34 ページを御覧いただけますか。表 1 を御覧ください。しまね国際センターでは、日本語教室に通えない外国人住民に日本語を学ぶ機会と日本人と交流する機会を提供し、地域社会の一員として生活するための基盤作りを支援するというを目的として、訪問日本語コースというのを開発しておられます。実施形式は二つ、1 番が、学習者の自宅又は近くの公共施設に日本語学習支援者を派遣する。2 番、日本語学習支援者 1 人につき日本語学習者 1 人又は少人数で活動す

るという、ポイント、特徴となっており、二つの独自教材を使用しておられます。この事例、カリキュラムの特徴としては、飛びますが、41ページに図2がございしますが、図2のとおり、自己評価の部分を御覧いただけますでしょうか。非常に特徴的だと思うのですが、Can doによる学習者自身の能力チェック項目があることに加えて、日本語学習支援者に対する振り返りの項目が示されています。これによって、双方の歩み寄りによる日本語でのコミュニケーション活動が展開できるようになっています。このカリキュラムでは、日本語学習支援者というのは、日本語の学習を行う、支援するとともに、支援者が学習者と知り合い、関係を築くということが求められています。使用する教材には、自身に関することについて情報交換を行う活動が含まれており、日本語学習者と学習支援者という上下の関係ではなく、一個人として相手を知り、相手との関係を築くことが期待されています。その中で、日本語によるコミュニケーションを促進していくものとしてCan doが効果的に活用されています。

次に、48ページからは「留学」の分野です。「法務省告示日本語教育機関の事例」といたしまして、コミュニカ学院の事例を紹介しています。コミュニカ学院では、日本語留学生、進学を目指す人、就職する人、趣味や教養として学ぶ人などを対象に、2年課程で1,568時間のプログラムを実施しておられます。50ページの年表にありますが、この教育機関では、2001年以来、CEFRに基づいたカリキュラムの改訂を現在に至るまで進めていて、法務省告示日本語教育機関における先駆的な取組を続けておられます。

51ページの表1、レベル設定を御覧いただけますでしょうか。このカリキュラムの特徴の一つは、学習者の日本語熟達度を全体を8レベルに分けている中で、特に、共通参照レベルB1とB2レベルをそれぞれ三つに分けて展開している点です。留学生に対する日本語教育において、教育内容の中心となるBレベルを細分化しているという事例となります。

事例紹介全体は1,500時間以上に及ぶカリキュラムを抜粋して紹介していただいているため、密度の濃い資料となっております。57ページを御覧いただけますか。この図1では、読解についての学習活動のサンプルが図示、分かりやすいように説明していただいております。

58ページからは、ポートフォリオのサンプルとなっております。コミュニカ学院の日本語ポートフォリオは、オートノミー（学習者の自立）育成と学習の個人化を示すツールで、言語パスポートと学習管理・記録と学習成果の3部から成っています。学習者はこれを使って、入学時と各タームのポートフォリオ学習で、目標・計画設定、自己評価など学習のマネジメントを行います。目標や進路は可変的で、定期的に見直されることになっています。ポートフォリオは少しずつ改訂され、現在では一部がデジタル化されているということです。

60ページには、実際の学習者の自己評価シートの一部などが挙げられていて、参考になるのではないかと思います。

ここまでが、法務省告示日本語教育機関の留学の事例となります。

続いて64ページからは、就労の分野における定住外国人に対する就職支援事業実施機関からの事例となります。一般財団法人日本語国際協力センター（JICE）は、厚生労働省の委託事業として、外国人就労・定着支援研修を実施しています。この事業は、定住外国人の安定就労を支援する目的のほか、労働力人口が減少し、外国人労働者に対するニーズが高まっている社会的背景から、職場への定着促進を支援する目的も含めて研修を行っています。対象者は、身分に基づく在留資格、すなわち永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者という在留資格を持ち、日本での滞在において就労に制限がない定住外国人の方々です。対象となる受講者の日本語レベルは、「日本語教育の参照枠」でいうと基礎段階の言語使用者、A1からA2に当たります。この研修は、レベル1から3、3段階に分かれたカリキュラム構成になっています。

このカリキュラムの特徴は、事業委託者である厚生労働省や日本語教育関係者以外にも、社会保険や労働法規の専門家である行政書士や社会保険労務士、それから職場見学先となる企業や事業所、研修後の求職活動を支えるハローワークや自治体など、多くの関係者の協力と連携によって、カリキュラム全体が成り立っているというところに特徴があります。そうした関係性の中で、複数の異なる立場にある関係者が参照できる共通の基準として、職場でのコミュニケーションに関するCan doを整理しています。具体的なCan doは、69ページの下、「実際の課

題（C a n d o）の例」というのがありますが、それを御覧ください。

それから、72ページには、ポートフォリオ評価のヒントとなる活動事例が挙げられています。

それから、75ページから後は、資料として、カリキュラム、課題達成型の学習活動例、ポートフォリオ評価のヒントとなる活動例が挙げられています。

ざっと駆け足ですが、以上がC a n d oをベースにしたカリキュラムの事例となります。

第3章の各事例につきましては、第1章、第2章とのつながりを意識して執筆をお願いいたしました。各章相互に考え方や具体的な事例を参照し合えるように修正を加えていただきました。

その後、80ページからは参考資料となります。この参考資料は、「日本語教育の参照枠」で示している「全体的な尺度」、それから「言語活動別の熟達度」を示しています。加えて、C a n d oベースのカリキュラム開発に役立つ資料、文献、報告書、ウェブサイトなどを紹介しております。

以上が本日の会議資料2「「日本語教育の参照枠」の活用のための手引」の説明でございます。

続きまして、配布資料3、「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールについてと、配布資料4、広報素材につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○松井日本語教育専門職

それでは事務局より、配布資料3、配布資料4について御説明をいたします。

配布資料3につきましては、「「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツール「にほんご チェック！」について」というものでございます。簡単にどういうものかを申し上げますと、日本語を学ぶ人たちが、自分がよく分かる言語で、自分の日本語能力をチェックできるようなアプリというものの開発を目指しているところでございます。

対象及び目的としては、国内外の日本語学習者を対象とし、ウェブ上のシステムで表示されるC a n d oの言語活動がどの程度できるかを答えていくことで、自身の日本語能力を簡易に判定し、その結果を日本語学習の目標設定に役立てたり、レベルに合った適切な学習教材の提示をしたり、これはできればということなのですが、そのような形で自立的な学習を促していくことを目的とするというものでございます。

準備する言語は、日本語を含めて、資料のとおり14言語を予定しております。

自己評価の方法は、「日本語教育の参照枠」において示されているC a n d oをA1から順番にチェックして、できるとか、あまりできないなど4段階でチェックしていくことで、例えば、あなたの「聞く」という言語能力についてはこのレベルですよというものを表示できるようにを想定しております。

使用するC a n d oにつきましては、昨年調査を行いました「「日本語教育の参照枠」C a n d oの量的検証に関する調査報告書」で示している、C a n d oの困難度が適正であると判断される、これを代表項目と呼んでおりますが、これは118項目ございまして、これを中心に六つのレベル、五つの言語活動ごとに五つ程度、合計で136項目程度のC a n d oを使用する予定でございます。

資料の2枚目が、この自己評価ツールのイメージ図となっております。主にスマートフォンでの使用を想定して、このような細長い画面をサンプルで示しているところでございます。ここの左上の五つの言語活動をしていただくことで、すぐ下のような言語活動ごとのC a n d oが出てきて、これをチェックしていくことで、あなたの力はB1ですよとか、そういったものを簡易に示す、これを日本語を含めて14言語で行う、こんなことを想定しているところでございます。

この資料に関しまして、五つの言語活動それぞれ、デザインのイメージとしてこの色を付けているところでございますが、聞くことは例えば赤になっていたりとか、そのようになっておりますが、これはJFの日本教育スタンダードの色と「日本語教育の参照枠」のレベルの色を共通して使っておりますので、その六つのレベルの色と一部重なってはいますが、これはあくまでもデザインのイメージということで、実際開発する際には、各レベル間の色とこの言語活動の色は区別して分かるようにしていきたいとは思っているところでございます。

以上が配布資料3の説明です。

続きまして、配布資料4の説明です。こちらにつきましては、「日本語教育の参照枠」を知ろう！というところで、これは、広く一般の方々を対象とし、「日本語教育の参照枠」というものが一体どういうものなのかというものを、見開き4ページぐらいでの資料、「日本語教育の参照枠」のエッセンスを提示した資料を作ってはどうかというところでデザインをしているところでございます。こちらにつきましては、まだまだ確定というものではなく、本日はあくまでもデザインのイメージとして整えたものでございます。これにつきましては、後で御意見を頂きたいと思っております。

1 ページ目に関しましては、国内外の日本語学習者の数の推移のようなデータを示した上で、一番下に、日本語教育とはどういうものかということの説明がでございます。

2 ページ目に関しましては、「日本語教育の参照枠」の三つの言語教育観というものを示しております。更にその下では、「日本語教育の参照枠」の構成をなるべく簡易に示しております。この図等に関しましては、少し字が小さくて見にくいというところがございますが、これはあくまでもイメージというところで、最終的な広報素材としては、デザイナーに依頼して、より見やすいレイアウトを考えていきたいというところで、大体このページのこの場所にこういう情報を載せたいというようなイメージで作っておるところでございます。

3 ページ目に関しましては、「日本語教育の参照枠」の全体的な尺度、この六つのレベルですが、これを抜粋したものを示しています。更にその下には、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」で示されている「自立した言語使用者」というくだりを抜き書きして、ここにも国の方針として、この自立した言語使用者、B1ないしB2、主にB1を想定していると思っておりますが、こういうものが盛り込まれたというところも明記しているところがございます。

一番最後のページです。こちらもおくまでもデザインのイメージ案なのですが、配布資料3の日本語能力評価のアプリといった「日本語教育の参照枠」に関して利用できるツール、手引のリンクなど使用できるツールについて紹介していけたらと思います。同時にその下で、期待される効果として、最終的にこれらの内容で、こういう効果を目指し、そして最終的には共生社会の実現に寄与するという一番大きな理念を掲げているところがございます。これはあくまでもデザイン案として、今後より見やすいものとして整えていきたいと思っております。

○真嶋委員

ありがとうございます。「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループからの御報告となります。

○石井主査

御報告ありがとうございました。ワーキンググループの委員及び協力者の皆様には、大変大きなお仕事をいただきました。聞きながらも、これだけのことをやってくださったということ本当に感謝いたします。参照枠の理解を広げていく上でも、大変有効なツールであるとともに、Can doをベースにしたカリキュラム開発の方法がとても丁寧に記載されていたことは意義深いものがございます。教師教育、特に主任教員の研修といった分野でも大いに活用される、そういう手引になったのではないかと思っております。

委員の皆様にご意見を頂く前に、本ワーキンググループの委員である松岡委員、島田委員から一言頂ければと思いますが、作成のプロセスを振り返って、手引に込めた思い、活用する方々に対してメントなどがありましたら、是非お願いいたします。

○松岡委員

長い、大量の作業になって、ワーキンググループの我々というよりも、実際に本当にワークしてくださった方々には本当に感謝申し上げたいと思います。

それで、事例が生活、留学、就労と三つ出ているのですが、この参照枠は、別にそれに限らず、海外の現場でも使っていただければいいと思っておりますので、まだ改定版、追補版が出るのでは

ないかなと期待しています。使いながらどんどんよいものにしていけばいいのではないかと今思っているところです。

○石井主査

島田委員、いかがでしょうか。

○島田委員

私の方からは、この手引には三つほど意義があるのではないかと個人的に考えていることを少し述べさせていただきます。

まず一つ目は、真嶋座長からもお話がありましたが、この三つの事例を「日本語教育の参照枠」の文脈で再定義し、新たな価値付けをするという、1冊の中でつなげていくのが非常に困難な作業だった点が印象に残っています。執筆を担当されたワーキンググループのメンバーの方々も、そこが非常に苦心、苦勞されたところかなと思います。

時系列としてみると、CEFRが2000年を過ぎた頃に出来、JFスタンダードが2010年に出来、そして「日本語教育の参照枠」が出来ました。ただ、これらの三つの実践は、ずっとこれまでされてきたことで、ばらばらなものをつなげてまとめたところ、過去と現在と未来をつなげるという点で非常に意義があるお仕事だったのではないかと思います。

二つ目は、「日本語教育の参照枠」といいますと、ともするとCan-doが前面に出ると思うのですが、Can-doのみではなくて、理念やCDC（民主的な文化の能力）をどのように実践で取り入れるのかといった点を記述できた点に関しても、今後の課題としても、発展的に取り上げていくという意味でも意義があると思います。

最後に、Can-doの活用というのも、まだそれぞれの現場ではどうやって活用したらいいのか分からないという声も聞きますので、その活用について、バックワード・デザインの方法を前面に出して記述ができたことも非常に大きな点であるのではないかと思います。

以上、長くなりましたが、三つの手引の意義について述べさせていただきました。

○石井主査

ありがとうございます。御苦勞がいろいろおありだったということで、今伺ったことはほんのその一部だと思いますが、ありがとうございます。

それではまず、手引について、皆様の方からコメントあるいは今後の活用に向けた御意見などを頂ければと思います。ここからはオープンにしますので、いかがでしょうか。

神吉委員、お願いします。

○神吉委員

もしかしたら最初の方で言及があったかもしれませんが、非常にすばらしい、様々な資料をお作りいただき、本当にいいものの提供を広げていけるんだなと思いました。

それで、どう広げていくかというのがやはりこれからの大きな課題だと思うのですが、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針がありますよね。あの中に、国民の理解と関心の増進という項目があって、以前も私これはコメントしたことがあるのですが、ここが、日本語教育大会で発表するとか、ウェブサイトに掲載するとか、それからニュースの公開・運用をするというようなことは例としてあるのですが、今、掲載されているこの取組例だけでは、やはり十分に広がっていかないだろうと思うのですね。この辺りの見通しが何か現段階で文化庁としてあるのか。又は、ないんだったら、是非何かプラスアルファで広げていく方策と一緒に考えていければいいんじゃないかなと思って、質問とコメントをしています。

○石井主査

ありがとうございます。神吉委員からお問合せといいましょうか、御質問がありましたので、いかがでしょうか。これは事務局ですか。お願いします。

○増田日本語教育調査官

御意見、本当にありがとうございます。事務局としても、どのように広げていくかということを検討していきたいと思っているのですが、一つ、令和4年度の予算事業ということで、この参照枠そして手引を活用いただくための新規事業を要求しております。事業の名前は、「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業」で、例えば「生活C a n d o」の教育モデル、「留学C a n d o」の教育モデル、そして就労の分野、様々な就労の業態の教育モデルの開発、こういったものを後押ししていこうというものです。これは、個別の機関が個々に作っていく現場C a n d oではなく、一段上の分野別の能力記述文を使った教育モデルの開発ということで、カリキュラムや授業の様子、そして教材、評価手法の開発などを一体的に行える専門機関に委託をして実施して、これらを横展開できるようにしていきたいと考えております。今後広報を含めてより皆様に活用しやすくしていくためにも、この事業を成功させていきたいと思っております。

○石井主査

井上委員、お願いします。

○井上委員

私も神吉委員と同じ観点から、この手引をいかに広げていくかということを考えていたのですが、非常に分かりやすくまとめられていて、まだ日本語教育にあまりなじみのない人でも活用しやすいような作りになっていると思っています。それを更にもう一工夫できないかということなのですが、例えば、事例が三つ出てきますが、文字ばかりなので、教えている授業風景みたいなイメージできるようなものが挿入されると、もっと親しみやすく、現場の雰囲気を感じ取れたりするのではないかと思います。

コミュニカ学院の写真が出ていたと思うのですが、ほかの現場がどんな感じで、どんな雰囲気か分かる写真があるといいと思いました。ドイツや韓国の事例も何かコラムの欄に写真があると、読みやすいと思いました。

○石井主査

御意見、ありがとうございます。南田委員、手が挙がっていらっしやいます。

○南田委員

今回かなり事例を手厚く入れていただいて、本当に分かりやすい手引になったと思っています。私も今後の展開への期待になるのですが、最近、企業の話を書く中で、企業自身にも、今雇用されている外国人の方への日本語教育を自分たちでもやっていきたいというお話も聞きます。就労のための支援の日本語教育者の事例を更に収集していくことももちろんですが、企業の活用事例を収集いただけると、より企業も活用できるような形になってくるのではないかと思います。今後拡充していただければと思っています。

○石井主査

ありがとうございます。当事者の目は大事ですね。毛受委員、お願いします。

○毛受委員

大変素晴らしいものが出来て、本当によかったと思います。携われた方々に本当に感謝したいと思います。私の意見としては、ドイツの例と韓国の例が入ったことは非常によかったと思います。まず、こういうものが必要なかという、そもそも論を議論される方もいるわけで、そういう意味では、ほかの先進国ではもう当たり前前に参照枠があって、しっかり国が進めているのだということ、この例を出すことで分かっていたかという意味においても重要なことだろうと思います。

配布資料4の「日本語教育の参照枠について」という説明のパンフレットですが、例えば、これを中学生が読んで理解できるかなと思ったときに、どうでしょうか。一つは、私は「参照枠」という言葉が、やはり学者の言葉だろうと思うのです。「日本語教育の参照枠」、これはもう決められた言葉ですから、これはそれでいいのですが、何か愛称のような、キャッチフレーズのような、「CEFR（セファール）」と呼んでいます、日本版CEFRというのかどうか分かりませんが、日本版CEFRよりもっと別の名称がいいと思います。なじみのある言葉にしないと、「日本語教育の参照枠」となると、なかなか一般の人、それこそ小学校の高学年ぐらいにも理解してもらいたいと考え、なかなか難しいのではないかと思います。

例えばイラストや漫画版など、なぜこれが必要なのか、今どういう状況で参照枠によってどう変わるのだという、共生社会にこれが一番実は根本のところなのだと思いますということが理解されるような、そのようなパンフレットとか、是非、今後を含めて検討いただければと思います。

○石井主査

井上委員、お願いします。

○井上委員

配布資料4について、私も毛受委員と同じことを考えておりました。「参照枠」はやはり分かりにくい。私がほかの一般の人に説明するときは「物差し」という言葉を使っているのですが、共通の物差しというのが分かりやすいのかなと思っていました。

配布資料4の1ページを読んでいくと、どうしてこの参照枠が必要になってくるのかという経緯が説明されていますが、要するに外国人が増えて日本語学習者が増えてきている、だから参照枠が必要なのだということなのですが、一般の人から見ると、JLPTのN1とかN2とかというのが一つの物差しになっているわけです。その中で、なぜ新しい物差しが必要になってくるのかという疑問に十分答えられていないように思います。参照枠が出来ると、それによってどのような良いことがあるのか、参照枠がないとどう困ることがあるのかが、ここで少し言及されるいいと思いました。

○石井主査

御提案ありがとうございます。何か御発言おありでしょうか。神吉委員。

○神吉委員

適切かどうかは分からないのですが、今、若年層を中心に広く伝えていくときは、インスタグラムなどで1枚の画像に分かりやすく、数値を絵化して示したり工夫していますね。NO YOUTH NO JAPANというアカウントがあるのですが、例えば若年層の投票率が低い現状を訴えるようなものを分かりやすく出しています。そういった発信の仕方を考えていくといいのではないのでしょうか。農水省のユーチューブまでは要らないかなと思いますが、いろいろな形で今までと違う発信の仕方にチャレンジしていく。やはり今我々がやろうとしていることは、今までやっていることと違うことをどんどん世の中に問うていくということだと思いますので、発信の仕方もチャレンジできるといいと思います。公募とかコンペとかできると本当は面白いと思います。

○石井主査

村田委員、お願いします。

○村田委員

毛受委員がおっしゃった、韓国とドイツの事例が入ったというのは大変いいことだと思います。外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策で作ることが求められているということもありますので、こういった諸外国の先進的な事例が分かるということも大変重要なことだろうと思っています。

もし可能でしたら、網羅的でなくてもいいのですが、その参考文献の方に、更に詳しく知りたいとか、あるいはその韓国・ドイツ以外の事例を日本語で紹介しているような論文等があれば、そういったものも幾つか参考文献の方に御紹介いただければ、役に立つ人もいるのではないかと考えた次第です。

○石井主査

ありがとうございます。そのようなことは比較的、簡単にという言い方はあれですが、でき得ると思いますね、実現可能かと。

ほかに、先ほどから質問が。戸田委員、お願いします。

○戸田委員

いいアイデアはないのですが、今回の手引について、一言お話し申し上げたいと思います。

ここまでおまとめいただき、また、今日は御説明も頂きありがとうございました。私自身も、島田委員と重なる部分があるのですが、このCEFRやCandoが独り歩きしてしまって、理念、考え方というようなところが伝わらないということを非常に懸念しておりましたが、この手引によって、一層この目的、理念等が深まるものと思っております。

そして、特に地域で教育に関わっている方が一番知りたいところは、Candoを基にしたカリキュラムの事例だと思います。この事例が詳細に課題も含めて紹介されており、非常に参考になると思います。特にしまね国際センターの事例については、地域でまずこれをやってみて、更にそれぞれの場や学習者のニーズに合わせて変えていくというような、独自のものが出来上がっていくことを期待しています。

もう一つ、地域でなじまない言葉に「評価」があったと思うのですが、この評価についても、多様な評価が示されていることによって、それぞれの教育関係者が、評価って何だろうかということをもう一度考える機会にもなっていくのではないかと思います。この手引が活用される方法、本当に広く皆さんに読んでいただきたいと思うのですが、この手引をよりどころとして、質の高い学習環境が整っていくことを期待しています。本当にありがとうございました。

○石井主査

いろいろ御意見を頂きまして、やはりこれは、学ぶ方たちが、これはいいとか、これは面白い、これは魅力的だと手に取ってもらえる、大きなものだと思いますので、今日もとてもいい御提案を頂きました。今日の御意見を伺いながら、いいもの、魅力あるものを作りたいと思います。

では、議事の(2)移りたいと思います。「生活者としての外国人」に対する日本語教育について」です。今期は、前期に続きまして、「生活Cando」の作成ということを行うとともに、平成22年度国語分科会の報告にある「「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案について」の改定に取り組んでいただきました。本日は、ここまでの審議経過をワーキンググループ座長の戸田委員から御報告いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○戸田委員

それでは皆様、配布資料5を御覧ください。「生活Cando」の作成に関するワーキンググループより、現在の検討状況について御説明いたします。

本ワーキンググループでは、前期より引き続き、「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活分野における言語能力記述文の「生活Cando」の作成と、「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」の改訂に取り組んでまいりました。

現在、地域においては、国語分科会が平成22年に取りまとめました「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について（報告）」が活用されています。こちらに示された学習内容を見直しつつ、内容を追加・改正し、「生活Cando」として、五つの言語活動、A1からB1（一部B2を含みます）のレベルの言語能力記述文を作成することが、このワーキンググループの目的でした。現在、令和3年度作成したものについて精査を行っ

ているところであり、今回は、令和元年度、令和2年度に作成したものを収録しております。

今回は、今期の最終回として、これまでの検討経緯も含め、「地域における日本語教育の在り方について（審議経過報告）」としてまとめましたので、御報告申し上げたいと思います。

まず、報告の名称についてです。前回の報告時では、標準的なカリキュラム案からの流れをくみ、「生活者としての外国人」という文言を報告のタイトルとして盛り込んでおりましたが、一方で、日本語教育の推進に関する法律では、地域における日本語教育の推進について明示されていることから、その推進に資するよう、「地域における日本語教育の在り方について」と改めることを提案いたします。

構成から御説明いたします。目次を御覧ください。

「はじめに」に当たる部分として、これまでの検討経緯を挙げております。続いて、1. 地域日本語教育における現状と課題、2. 地域における日本語教育について、3. 生活上の行為の事例について、4. 「生活C a n d o」等について、5. 「生活者としての外国人」に対する漢字を含む文字の扱い方について、6. 生活・社会・文化的情報の扱い方について、7. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方、そして参考資料から構成されております。この構成については、前回のこの小委員会での審議を踏まえ、一部変更しております。

「検討の経緯」を御覧ください。見開き2ページで、在留外国人に関する施策の動向と、生活者としての外国人に関する審議会における審議と成果物、CEFRを参照して作成された「日本語教育の参照枠」（報告）を踏まえた標準的なカリキュラム案の改定、「生活C a n d o」の作成に至る流れをまとめました。

続いて、3ページから4ページ、1. 現状と課題を御覧ください。こちらでは、地域における日本語教育の現状と課題について、要点をまとめております。まず、（1）現状です。こちらについては、前回の審議を踏まえ、丸の二つ目として、日本語教育が実施されていない地域について言及しました。また、（2）課題の丸の一つ目にも、それに対応する課題を記載しております。丸の五つ目では、前回は、人材の不足が教材作成がなされない要因である旨が書かれておりましたが、委員より、人材育成の体制が整っていないことが要因ではないかと御意見があったことから、修正を加えております。

続いて5ページ、2. 地域における日本語教育についてです。冒頭にお話ししましたが、今期は検討の途中であるため、現時点で提起されているワーキンググループの意見であることを前提とさせていただきます。（1）に地域における日本語教育について、（2）にその目的・目標、（3）地域における日本語教育と「日本語教育の参照枠」をまとめております。

（1）では、報告のタイトルが変わったことを受け、日本語教育の推進に関する法律を引用しつつ説明し、（2）目的・目標では、標準的なカリキュラム案を参照し、適宜引用・踏襲する形で提示しています。（3）では、「日本語教育の参照枠」と地域における日本語教育の関係を更に詳しく説明するよう修正しています。

また、7ページでは、「日本語教育の参照枠」から構成図を引用し、「生活C a n d o」の位置付けについて分かりやすく説明するよう努めました。また、「生活C a n d o」にB2のものが一部含まれている理由についても、注4において説明を加えました。

8ページの（4）対象となる学習者については、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（これより「基本方針」と略します）にありますように、自立した言語使用者までを対象として含むこととしています。前回の会議を受け、その対象者の説明だけではなく、「日本語教育の参照枠」から「全体的な尺度」についての記載を引用し、分かりやすくするように努めました。

9ページの（5）本報告の主たる利用者については、前回は、「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の実施主体」という項目でしたが、本報告を誰が利用するのかを明示するように修正しております。また、この中では、日本語教育の推進に関する法律第5条、地方公共団体の責務だけではなく、第26条にある、地方公共団体による日本語教育の推進のために必要な施策の実施に努めるものとするという記載も引用し、第6条、事業者の責務、第7条、連帯の強化についても言及しました。地方公共団体だけでなく、多様な主体が連携し、日本語教育を推進す

ることについて記載するよう改めました。また、連携に基づく日本語教育の実施については、新たに例示を行っております。

12ページ、(6)学習時間についての考え方は、「想定される学習時間の目安」というタイトルでしたが、前回会議の御意見を踏まえ、修正しております。また、時間数についても、諸外国の例を参考に検討いたしております。さらに、前回御議論いただきましたレベルごとの想定学習時間についても、分かりやすくなるよう改善し、時間数があくまで学習内容の積み上げによるものであり、1日4時間、週3～5日程度学習時間が確保できた場合の目安であることを加筆いたしました。時間数の提示についても、参考としていただきやすいよう、端数を削除する形といたしました。

また、プログラムを策定する際には、実施機関ごとに状況が異なることから、本報告を踏まえ、十分な検討が必要な旨を書き込んでおります。これに伴いまして、13ページ2段落目、「従って、」からのところですが、更に状況に合わせた柔軟な計画を促すようにしております。

14ページを御覧ください。3.生活上の行為の事例については、(1)生活上の行為の事例の整理として、この生活上の行為の事例がどのように取りまとめられたのかを記載しております。

(2)生活上の行為の事例と「生活Can do」の対応について、こちらでは、前回、「日本語教育の参照枠」に関する説明が主でしたが、タイトルに合わせ、生活上の行為の事例と「生活Can do」の対応について簡潔に説明するようにいたしました。

次の(3)本報告で取り上げる「生活上の行為」分類一覧は、1.の現状と課題にも挙げられている在留外国人の定住化の傾向を踏まえ、平成22年の標準的なカリキュラム案に掲載された一覧を再掲しました。今回、大分類のIからXの全てを扱うこととし、中分類までは変更なく踏襲されています。小分類については、社会背景等が変化しておりますので、若干見直しを加えています。どのような範囲を含むのかが一目で分かるようにした「生活Can do」における活動範囲の見取図ともいべき一覧となっております。こちらは、前回より変更はございません。

16ページを御覧ください。4.「生活Can do」等について、少し詳しく記載しております。(1)「生活Can do」において、その内容について説明するとともに、基本方針の「自立した言語使用者」という記載を引用し、A1からB1(一部B2を含みます)ことを説明しています。また、本報告に令和2年度までに作成したものを収録し、令和4年度に質的検証、量的検証を行うことを記載いたしました。また、17ページには、「生活Can do」取りまとめの経緯についても追記しています。

さらに、(4)「生活Can do」を参照するに当たっての留意点では、丸の一つ目に、Can doが全ての言語能力を示すものではなく、例であり、目安であること、丸の二つ目に、「生活Can do」で示されたものを全て日本語で行えるようになることを求めたのではないということを加えました。

また、例示があるとよいとの御意見から、今年度取りまとめの「日本語教育の参照枠」の活用のための手引から、生活分野でのCan doの活用例を紹介しております。

18ページを御覧ください。5.「生活者としての外国人」に対する漢字を含む文字の扱い方については、「日本語教育の参照枠」で示された、漢字を含む文字の扱い方を引用しつつ、「生活者としての外国人」にどのように漢字を含む文字の扱い方を行っていくのかということを説明しております。

(1)「生活者としての外国人」に対して漢字を含む文字の扱い、(2)「日本語教育の参照枠」における漢字を含む文字の扱いについて、(3)漢字学習の方針について、こちらに分けて掲載しました。

19ページでは、「日本語教育の参照枠」からイメージ図を引用していますが、こちらに今回の報告の範囲が分かるよう枠で示しています。

さらに、20ページでは、ICTツールの例として、日本語学習サイト「つながるひろがる ほんごでのくらし」を紹介しました。

21ページを御覧ください。6.生活・文化・社会的情報の扱い方については、生活・文化・社会的情報の提示の方法や、想定される内容、扱い方について記載しております。

(2) 想定される内容では、具体例を整理した方がよいとの御意見があり、生活場面と密着した社会的な知識、制度などですが、また、文化・習慣等に分けて例示も増やしております。

(3) 扱い方については、前回、生活オリエンテーションについても言及しておりましたが、日本語学習の効果を高めることが期待されることから、生活・文化・社会的情報のうち、必要なものをコミュニケーション活動と併せて日本語教育の中で扱うようにすることが望ましいと考えております。そのため、日本語教育とともに提供する情報に絞る形で修正を加えました。

最後に、22ページ、7.「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方です。こちらも「日本語教育の参照枠」における評価の理念を引用して記載し、表1の「CEFR例示的能力記述文一覧の構成」も再掲しています。特に、「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、「日本語教育の参照枠」に言語能力記述文として掲載された②コミュニケーション言語能力、③コミュニケーション言語活動、④コミュニケーション言語方略という言語能力、熟達度を構成する能力以外に、①一般的能力の向上に資する活動を教育活動として組み込み、生涯学習の側面に焦点を当てた学習活動を展開していくことも期待されるということを書かせていただきました。

また、前回、「一般的能力」など用語についての説明が必要ではないかという御提案を頂きました。そこで、「叙述的知識」、「技能とノウ・ハウ」等が「一般的能力」の構成要素であることが分かるように記載を改めています。

また、24ページ、(1)言語活動別の評価では、言語活動別の評価において大切にすることを「日本語教育の参照枠」の日本語の熟達度の例をお示ししつつ記載しております。特に、3段落目から5段落目では、25ページに取り上げた日本語の熟達度の例を示した図について解説し、分かりやすくするよう努めました。

26ページの(2)では、日本語学習ポートフォリオの活用について説明をしております。特に前回の会議では、一般には評価に関する用語が分かりにくいのではないかという指摘がなされたことから、注を入れて解説を行いました。また、27ページには、ポートフォリオを活用した例について、イメージが湧くように事例を示しました。

29ページ(3)では、今期開発が予定されております、学習のための日本語能力評価支援ツールについて検討が進み、内容が固まってきたことから、イメージ画像を用いて記載いたしました。

30ページ以降は参考資料となっており、参考資料1として「生活Can do」を収録し、そのほか、参考文献なども収録しています。

まだ審議経過という段階ではありますが、これまでの検討状況として御報告申し上げます。

○石井主査

ありがとうございます。来期も引き続き「生活Can do」の追加も併せて審議を行っていくということになっておりますが、地域日本語教育の指針となる重要な報告になることと思えます。審議経過の報告ではありますが、皆様からも積極的な御意見を頂きたいと思えます。

まず、今期ワーキンググループで検討に当たってくださった松岡委員から、二つのワーキンググループに参加いただいたわけですが、「地域における日本語教育の在り方について」という報告に込める思いなどを是非お聞かせいただければと思います。

○松岡委員

地域、生活者ということでこのCan doを考えたときに、まだ改訂の余地があるのではないかと思います。うしてもこのCan doの中に、日本の生活の中に外国人が入っていくという形に見えてしまうのです。一緒に地域を作っていくのだという形で、自分たちのどこにずれがあるのか、どういうところに違和感があるのかという説明をしたり、訴えたりといったようなこともCan doの中に盛り込んでいけないかと今考えているところです。この次の議論のときにそういったことが反映できるのではないかと考えています。

今、2017年にドイツの統合コースのカリキュラムが全面改訂になっていて、その辺りの話

がかなり入り込んでいて面白く見ているところです。分析もしたいと思うので、そこの辺りの話を盛り込んでいければと考えているところです。

○石井主査

ありがとうございます。松岡委員の御発言にはっといたしました。私たちは、日本にいるのだからと、外国から来た方たちのこともその前提枠で考えてしまっているということにはっとしました。ありがとうございます。

ほかに皆様、今まで大分いろいろなことを含めて御説明いただきましたので、是非御意見などをお願いいたします。大木委員、お願いします。

○大木委員

まずは、ワーキンググループの御参画の皆様、経過報告のお取りまとめをいただき、誠にありがとうございました。大変な御苦勞があったかと思えます。

その上で、1点意見を申し上げます。表題につきまして、「地域における日本語教育の在り方について」と改める、こういう御提案があったと受け止めました。結論としては賛同いたします。前回までの「生活者としての外国人」という表現は、私が承知する限り、平成18(2006)年に首相官邸で検討が始まったかぎ括弧つきの用語だと理解しておりまして、当時は日系人への行政サービスでの対応が、いわゆる集住都市等で政策課題になっていた時期と思えます。御指摘のとおり、2019年に日本語教育推進法が成立しておりまして、第16条に地域における日本語教育に係る定めが、正に御承知のとおりありますし、同じ年に、地域日本語教育の総合的な体制作り支援事業も始まっています。このたびの経過報告と、CEFRはもとより、関係法令や事務事業との相互関係も分かりやすくなりますし、正に御指摘のあった定性・定量検証のような実効性評価も進めやすくなると思えます。

結論としては賛同するというのが私の意見の趣旨であります。

○石井主査

ありがとうございます。浜田委員、お願いします。

○浜田副主査

私も今回の新しいタイトルを中心にコメントをさせていただきたいと思っておりまして。

前回、特に、標準的な学習時間を中心にいろいろな御意見が出たかと思えます。今回の御報告を拝読いたしますと、日本語教育推進法を踏まえた形での御提案であると感じました。推進法の中で日本語学習を希望する者には機会を保障すると書かれ、その機会を保障するということの具体的なイメージ、前回御提案くださった学習時間あるいはB1のレベルだというのが明確になってよかったのではないかと考えています。

タイトルの変更につきましても、日本語教育推進法に合わせたものということで、非常に望ましい変更ではないかと思うのですが、一方で、「地域における日本語教育」といった場合に、一般の方がイメージするのは、地域で今行われている、いわゆる地域日本語教室というボランティアの方が支える形での日本語学習であるわけです。今回の報告の中では、地方公共団体の責務ということで、かなり明確に書き込んでくださったので、それとは違うものだということが明確になってよかったと思っておりますが、一方で、地域イコール地方公共団体というふうに誤解を招かないか少し懸念しているところです。

確かに、地方公共団体が主体性を発揮して、日本語学習に関わっていただくということだと思っておりますが、あくまでも、国全体としての日本語教育施策というものを踏まえてのことだと思っております。あくまでも地方公共団体をバックアップしていく国の責務があつてということ、本当に言わずもがなだと思うのですが、その部分をもう一度確認させていただきたいと思えますし、この報告の中でも、少しそういったことも盛り込んでいただけたらと思いました。

○石井主査

井上委員、お願いします。

○井上委員

表題に関してですが、「地域における日本語教育」という表現について異存はないのですが、「地域における日本語教育の在り方について」という表題になりますと、単にその地域の日本語教育の教育内容だけが問題となっているわけではないと思います。ところが、3ページ、4ページの現状、課題を見ますと、ほとんどが教育内容とかカリキュラムの問題に言及していくような形になっていると読み取れます。地域の日本語教育の在り方というのは、必ずしもこの教育内容の問題だけではないと思います。

例えば教育の体制や、もっと端的に言えば、9ページ、10ページの地方公共団体が日本語学校などと連携しながらやっていくという、そういう体制作りの問題も大きい問題だと思います。この報告書の中で教育体制までは言及する必要がないということであれば、それでいいと思うのですが、教育の体制についても報告を出すということであれば、現状と課題の書きぶりが物足りないという印象です。

その教育の体制について私が感じている一番の問題点というのは、全国に日本語学校、いわゆる告示校がたくさんあって、主に留学生を対象に教育活動を行っているわけなのですが、そういう社会的なリソースが、この地域の日本語教育の中でほとんど生かされていないという印象があります。これをもっと生かすための方策を地方自治体が考えて推進していくということが求められていると思います。

私の学校でも、東京の北区といろいろ連携をし始めており、コミュニケーションを図っています。日本語学校という存在を理解していないという印象を持っています。その自治体やボランティアベースでやっている国際交流協会の方々も、日本語学校は留学生相手に毎日インテンシブにやる一歩だけなのでしょう、そういうコースに「生活者としての外国人」が入っていくというのは違うよねという認識を持っていらっしゃる方が多いように思います。

そうではなくて、日本語学校というのは、小回りが利いて、いろんなことに細かく対応ができる場所なのですね。そういうところをもっとお互いが理解し合えるような場を地方公共団体なりが作っていただいて、連携し合えるような環境を作っていただけるといいと思います。

○石井主査

ありがとうございます。川口委員、お願いします。

○川口委員

今の井上先生の御発言の中で、地方公共団体がもっと日本語学校を使うようなといいますか、連携した施策をというお話もあったのですが、なかなか、日本語学校の認可をしているセクション、国だったり私学振興室みたいなところと、多文化共生をやっているところというのは、情報はそれほど多文化共生をやっているところに日本語学校のリストがあるわけでもなく、その学校がどのような教育をしているかということも、あまりやはり地方公共団体は情報を持っていないのですね。その辺のところをどうやって連携していこうということは、各地方公共団体が考えてみるということだけは一言申し上げておくのですが、私も井上先生の指摘と同じで、9ページのところで、前の案よりはちゃんと、地方公共団体（これらの団体と連携する機関を含む）ということを書いていただいたのですが、タイトルを「地域日本語教育の在り方」とするのであれば、ほかの主体のことももうちょっと言及してほしいなど。そのためには、やはり最初の現状と課題のところの分析がもう少し必要なのではないかなとは思っています。

愛知県では、2014年に全国に先駆けて、この「在り方」というのを作っているのですが、そのことについてもちょっと考えながら拝見させていただきました。

もう一つ申し上げますと、10ページに蒲郡市の事例を書いているのですが、これもいい事例かどうかということはまだ検証をしていませんので、例示として取り上げるときには、

もうちょっと慎重に考えていきたい、紹介していただきたいなと思います。

○井上委員

日本語学校というのは、正に一般に中身が知られていないブラックボックスみたいなのところがありまして、本当にこれは困ったことだなと思っているのですが、これから文化庁などが主体になって、日本語学校の見える化を図っていただきたい。この学校ではこんなコースを持っているとか、こんなカリキュラムを持っている、こんな事例がありますよと広く世に知らしめていただけるといいと思います。

10ページの事例についても、紹介するのであれば具体的にどのようなカリキュラム、時間数、教材か、あ具体的な連携の体制としてどのようにやっていったかまで紹介していただけると、より参考になるのではないかと思います。

○石井主査

ありがとうございます。先ほどの川口委員からも、せっかく載せるのなら、こういうことも伝わるようにという御発言だったと思います。その辺り事務局に頑張ってください、具体的に記述されるよう、はっきり分かるような形で示されると良いと思います。よろしく願いいたします。

島田委員、お願いします。

○島田委員

これまでの委員の先生方のお話を伺っていて、タイトルの「生活者」という言葉が「地域における日本語教育の在り方」に変わったことによって、扱う範囲が拡大するというのは非常にいいこと、プラスだなと感じていました。どのように変わっていくか、発展していくかというところで、生活者の日本語教育の内容の問題が多く扱われていて、今後調整が必要だということは理解できたのですが、井上委員がおっしゃった体制作りという点で、私自身も、地域の地方の方とお話をすると、例えば、生活者は就労者でもあるわけで、地域で外国人材の就労者を受け入れようとしている機関がどこに日本語教育をお任せできるのか地域にリソースがなくて分からない、とか、正に様々な関係者がつながって体制として仕組みとして機能していないために、せっかく外国人材を受け入れても、個人の努力に任せられてしまっているという課題を伺うので、持続可能な形で連携し合う仕組みが事例として幾つか出てくるのではないかと思います。

○石井主査

ありがとうございます。毛受委員、お願いします。

○毛受委員

今の島田先生のお話ともつながるのですが、12ページに、想定する学習時間と到達レベルという時間数が出ました。ここに、想定で「1日4時間、週3～5日程度の学習を想定」と書いてあるのですが、これがある意味理想的な形と、一方で現実を考えると、日本に住んでいる外国人で働いている方は、非常に多くが非正規労働で、残業をやって何とか生活しているという方が非常に多いのが現実だと思います。その現実の中で、これだけの時間をどうやって捻出できるのかという話が多分あると思います。島田委員のおっしゃったような企業で、自主的に勉強させようというところは非常に良いと思いますが、そうでない企業が多いという中で考えるのは、ドイツがそうだと思います。ドイツも600時間というように恐らく相当の時間数を取って外国人は勉強しているはずですが、そうすると、企業との関係は一体どうなっているのか、私自身非常に気になっています。

つまり、企業で補助的に勤務時間数を減らして、その分をドイツ語学習に充てろという形で企業がそういう融通を利かせているのか。その辺りをしっかり考えないと、1日4時間、週3～5日というのは絵に描いた餅になりがちだと思います。逆にこれが週に2時間で良いとすると、これは何十年掛かっても達成できないという話になります。

今の日本の現状の中で、これを実現するためには相当私はハードルが高いと思うのですが、こは企業とか経済界も含めてこれを実現するための枠組みということ併せて考えていく必要があると思います。

○石井主査

ありがとうございます。現実的な部分を踏まえた上で議論することが必須だと思います。事務局も本当に大変だと思うのですが、この辺りの議論はそのままにせず、まとめ方、盛り込むべき内容を考えるということ、是非お願いしたいです。良い案がありましたらお寄せいただければと思います。

眞嶋委員、お願いします。

○眞嶋委員

ドイツの話が出ました。今、手元にしっかりデータがあるわけではないのですが600時間集中して、移民・難民を受け入れる移民法を作って、国として外国人を受け入れると決めたドイツの施策として、それぞれの企業の負担もあると理解していますが、国民がそれを受け入れ、国の在り方として外国人と共生していく、統合していくということ納得して、国会を通過しているので、税金を相当投入していると私は理解しています。

外国人の方が統合コースを最大600時間、そこまで行かない人も、すぐできるようになる人もいますが、私の理解ではその間、ドイツ語統合コースの学習に集中できるよう生活保護のような最低賃金をもらっていると理解しています。残業を気にしないで、ドイツ語と文化の勉強ができる。それでB1をクリアしたらいろいろ段階を経て社会に統合されていくという仕組みになっています。

そういうことを一足飛びにはできないので、もしそれをするのであれば、国民的な合意が必要だと思うので、文化庁の所掌にはならないでしょうから、国民全体の議論がなされて、国の持続可能な在り方をどのようにしていくべきなのかを考え、移民をもっと受け入れようということになれば、税金を使ってもいいですねという話になるかと思うので、小委員会の議題ではないと思いますが、いろいろな理解を少しずつ広げていただくための活動といたしますか、地道な作業をしていく必要があるかと思えます。

私の知る限りで言うと、ドイツはドイツ語ができるというのを就職活動の研修のためと位置付けているので、そのように相当のお金を税金から投入してドイツ語ができるようになるまで、研修を受けている間は最低賃金をもらえるので安心して勉強ができるし、ドイツ語が上手になって社会のことも分かるようになれば、どちらも安心して雇用もできるし生活もできる。もちろん、いいことばかりでは多分なくて、いろいろ問題もあり、ドイツの統合政策は失敗したという声もあるはあるのですね。どこにもバラ色とか天国とはいかないとは思いますが、王道もないと思うので、日本が後から学ぶということは十分可能です。もっと資料が必要かとは思えます。

○石井主査

しっかりやっていかなければいけない部分を、一足飛びに形にするというのは難しいと思いますが、そのことを常に頭に置いて、自分たちがこの国というものをどのようにしていきたいのか、どのような人たちと一緒に、どのようなコミュニティーやシステムを作りながら共存していけるのか、かなり大変なことだと思いますが、その覚悟をどこかでしなければならぬと、私自身もお話を伺いながらも思いました。簡単に終えられる話ではないと思いますので、又機会を見つけて話ができて、みんなで合意ができるような場を作りたいと思います。

まだ議論すべきこと、お話を伺いたいことはございますが、この辺りで議論は終了ということにさせていただきます。更にお気づきのことがありましたら、1週間以内をめどに、事務局までお寄せいただければと思います。頂いた御意見を踏まえまして、国語分科会の報告資料として反映いたしますので、よろしく願いいたします。

議事「その他」になります。来期からの日本語教育小委員会の審議事項について、残りの時間、

皆様と意見交換をさせていただきたいと思います。

まず、事務局から、現在の構想について御説明いただきたいと思います。

○圓入国語課長

国語課長の圓入でございます。今日は、今年度最後の小委員会ということで、まずは、これまで精力的な御議論を皆様にしていただいたことについて、感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

今日も報告を頂いて、御意見もたくさん頂いたと思いますが、「日本語教育の参照枠」の活用を進めていただくための手引につきましても、本当に短期間ではございましたが、このような形でまとめていただきまして、感謝しております。私どもとしては、来年度以降の新規の事業もございしますが、様々なところで生かさせていただきたいと考えております。

また、今日の2番目の議題の「地域における日本語教育の在り方について」ということで、今回は審議経過報告ということで頂いておりますが、まだ最終報告ではないにしても、様々な御意見を頂いていると感じております。今日、先生方から頂いた御意見につきましても、特に、地域の体制作りということにつきましても、令和元年の推進法が成立しました後に、その趣旨に沿いました事業を3年間継続させていただいてきておりますので、その中で、先生方と同じような御意見というのは、関係者の方々からもたくさん頂いているなど思いながら拝聴させていただいております。

また、日本語学校をリソースとして、地域の自治体の方々や、また、国際交流の関係者の方々と連携をして、どのように地域全体で日本語教育を推進していくかということにつきましても、私もこちらの方に着任いたしましたときから、非常に悩みというか、どうしたらいいのかなと感じておりました。正に井上先生が見える化ということでおっしゃっていただきましたが、地域の中で本当に頑張っておられる学校の皆様、活動の内容が、なかなか社会的に見えるような形になっていなくて、認知されていないと。どこに御連絡したらいいかわからない、そういった状況も、これからの検討の中では、事業の中でも、政策の中でも、どのようにしたらいいかということを生かさせていただきたいなど改めて思いましたし、また、今日はちょっと時間がなくて御報告できていないのですが、日本語教育の関係の制度化について、現在検討もさせていただいておりますが、そういったことの先々につながっていくように受け止めさせていただきたいと考えておるところでございます。

「地域における日本語教育の在り方」につきましても、審議経過報告ということでございますので、来年度以降の審議ということもあつておりますが、是非引き続き御理解、御協力をお願いしたいと思っております。

それから、来年度以降につきましても、これまでの御審議を大事にさせていただきながら、まず一つ目は、「日本語教育の参照枠」のCEFRの2020の補遺版の検討ということで、継続して審議を、複数年にわたると思いますが、お願いしたいと考えております。

2番目は、先ほど来お話しさせていただきました、「地域における日本語教育の在り方」についてということで、今日も貴重な御意見を頂きましたので、この御意見も踏まえて、審議の継続をお願いしたいと思っております。

最後に、参照枠でおまとめいただいたことが、教育内容やこれから御指導いただく現場の先生方、教員の養成の在り方や研修の在り方にもつながると思いますが、日本語教育そのものの質を保証するという事の中で、どのように教育の評価をしていくのかということも重要なことであると思っております。参照枠を起点として、そういった重要な審議をしていただくということを考えております。

日本語教育の資格に関する調査研究協力者会議が昨年8月に報告をまとめていただいておりますが、制度化に向けた検討は継続して行わせていただいております。今後のスケジュールが確定はしておりませんので、現時点で確定的な具体的なスケジュールは申し上げられないのですが、目標といたしましては、来年度は、有識者の先生方による具体的な検討も始めさせていただきたいと考えております。

その会議の議論の中では、「日本語教育の参照枠」をおまとめもいただき、教育内容、教員養成・研修の在り方、様々な関係する御議論があるかと考えております。一定の議論がまとまってくる段階が参りますので、そのま段階で小委員会にも御意見を頂きまして、有識者の皆様の会議にもフィードバックさせていただくように、検討を進めさせていただきたいと考えてございます。

日本語教育の質の維持・向上ということが日本語教育推進法でもうたわれておりますように、審議会の御議論の中でも、そういった関係の御意見をたくさん頂けると期待しておりますが、来年度につきましては、審議会での御意見を、事業をはじめとする施策や、先ほど来申し上げております制度化の検討につきまして、総合的に一体的に検討していくということが非常に重要だと考えております。小委員会の皆様におかれましては、引き続き御理解、御協力を是非お願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○石井主査

日本語教師の資格や日本語教育機関の認定など、制度化に向けた検討が進められている中で、本審議会は大変重要な検討を担っていくという、そういう側面になっているということだと思えます。時間的に十分な検討、御発言などを頂くということがなかなかできなかったかもしれませんが、前向きな御意見をたくさん頂き、大変ありがたく思っております。

本日の審議は以上ということにさせていただきます。

本日をもちまして、今期の日本語教育小委員会の審議を行うのはこれで終了ということになります。私自身も、今日でこの主査としてのお役目を終わりにするというような状況でございます。今まで、本当に拙い進行で、皆様のいろいろな議論をうまくまとめることができないということもございましたが、私自身はここに出させていただいたことによって、本当に多くのことを学ばせていただきました。ありがとうございました。

○増田日本語教育調査官

石井主査、長きにわたり、本当にありがとうございました。

事務局から今後の予定について御説明申し上げます。参考資料1に審議スケジュールを記載させていただいておりますが、本日の審議経過、今期の日本語教育小委員会の審議の報告を、3月8日に開催されます国語分科会の方に上げたいと思っております。3月8日午前10時の開催を予定しておりますので、委員の皆様方におかれましては、御出席くださいますようお願い申し上げます。

○石井主査

これで第110回日本語教育小委員会を閉会といたします。どうも御協力ありがとうございました。